

「PPP事業による事業者二次著作物等」

利用の手引き

平成19年7月



株式会社 みちのく計画

目 次

第一章 基本事項	
1. P P P方式とは	1
2. 利用許諾	1
3. 管理運営事業の一部委託	1
4. 事業者二次著作物	2
5. アナログ共同著作物	2
6. 利用者	2
7. 遵守事項	2
8. 書類の提出	3
9. 利用の手続き	3
10. かし担保期間	4
第二章 料金（購入著作権使用料）	
11. 料金（購入著作権使用料）	4
12. その他の料金	4
第三章 購入手続	
13. 著作権法に基づく利用許諾申請	4
13 - 1. 注文	4
13 - 2. 利用許諾	4
第四章 利用内容と利用許諾条件	
14. 内部利用	5
15. 刊行	5
16. 公衆配信	6
第五章 本事業（利用許諾、二次著作物作成等）に関わる問い合わせ	
17. 本手引きについて	6
18. 紛争処理	6
19. コールセンター	6
(表 - 1)	7
(表 - 2)	8
(表 3)	8

P P P 事業による二次著作物利用の手引き

第一章 基本事項

1. P P P 方式とは

P P P (Public Private Partnership) 方式による青森県縮尺 1/2,500 数値地形図更新事業とは、従来、行政で更新していた数値地形図を、県と民間事業者と共同で更新する新たな事業形態です。具体的には、民間事業者の資金・経営・技術・管理運営のノウハウや創意工夫を活用することにより地図更新コストを削減し、官公署及び民間に対し効果的かつ効率的な公共サービスを提供することを目的としています。

このことから、青森県縮尺 1/2,500 数値地形図更新事業による更新の範囲にあたる対象市町村（青森地区・弘前広域地区・八戸地区の都市計画区域に含まれる市町村）では、都市計画図等の基礎図となる数値地形図を、従来より更に安価な費用で利用することができるようになります。

株式会社みちのく計画(以下「METAP」という。)は、P P P 方式による青森県縮尺 1/2,500 数値地形図更新事業の民間事業者に選ばれ、青森県縮尺 1/2,500 数値地形図更新及び青森県縮尺 1/10,000 数値地形図整備を担当するとともに、青森県(以下「県」という。)と数値地形図データに関する「管理運営」に関する協定を締結し、数値地形図データ等の共同著作物の保全、利用、販売及び著作権に関する使用料等の徴収、管理、保全等を行ってまいります。

また、県の許可を得て、共同著作物を利用した二次著作物(以下、「事業者二次著作物」という。)を作製し、ユビキタスGIS社会が求める位置情報を提供していくこととしています。

2. 利用許諾

P P P 方式により、県と METAP が共同で整備した「青森県縮尺 1/2,500 及び 1/10,000 数値地形図」は、県と METAP の共同著作物であり、県と METAP 以外の第三者は、許可なく無断で「青森県縮尺 1/2,500 及び 1/10,000 数値地形図」を利用(使用)することができません。

また、事業者二次著作物は METAP の著作物であり、METAP 以外の第三者は、許可なく無断で利用(使用)することができません。

本手引きでいう「利用許諾」とは、本来県と METAP だけが著作権者として有する著作権法上の権利を、県と METAP が承認した条件あるいは範囲内において、利用(使用)ができることを意味しています。

3. 管理運営事業の一部委託

県と METAP は「管理運営」に関する協定を締結し、管理運営業務を行っております。管理運営業務の内容は次のとおりです。

共同著作物のデータ変換及び販売

二次著作物の作成及び販売

A S P の運営維持管理

上記により、共同著作物及び事業者二次著作物の販売、A S P のサービス提供等は METAP が行なうこととなります。

4. 事業者二次著作物

事業者二次著作物は次のものをいいます。

デジタルオルソフォトデータ（製品番号 N - 1）

デジタルオルソ写真図（製品番号 N - 2）

その他の二次著作物（製品番号 N - 3）

5. アナログ共同著作物

本手引きに従って提供される共同著作物は次のアナログ著作物をいいます。

地形図（紙）（製品番号 K - 3）

地形図（ポリエステルシート）（製品番号 K - 4）

引伸ばし写真図（製品番号 K - 5）

ベクトル共同著作物（DMデータファイル及び同説明書（製品番号 K - 1）及び、作図データファイル（製品番号 K - 2）に関しては、「PPP事業による共同著作物」利用の手引きに従って販売することとします。

6. 利用者

アナログ共同著作物及び事業者二次著作物は、METAP が承認した条件あるいは範囲内において、官公署、教育機関及び民間企業個人での利用が可能です。

7. 遵守事項

アナログ共同著作物及び事業者二次著作物を利用する際には、次の利用条件を遵守していただきます。なお、これらの利用条件は、注文書及び著作物納品書に記載されていますので遵守してください。

アナログ共同著作物及び事業者二次著作物に係る県及びMETAPの著作権を侵害した場合には、利用者が一切の責任を負うこと。

注文書に記載されている遵守事項を守り、許可なく複製はしないこと。

利用者がアナログ共同著作物を利用して二次著作物を作製する場合には、県及び METAP の許可を得ること。その場合には、作製後二次著作物の写しを一部送付すること。また、承認番号及び出典を明示すること。

利用者が事業者二次著作物を利用して三次著作物を作製する場合には、METAP の許可を得ること。その場合には、作製後三次著作物の写しを一部送付すること。また、承認番号及び出典を明示すること。

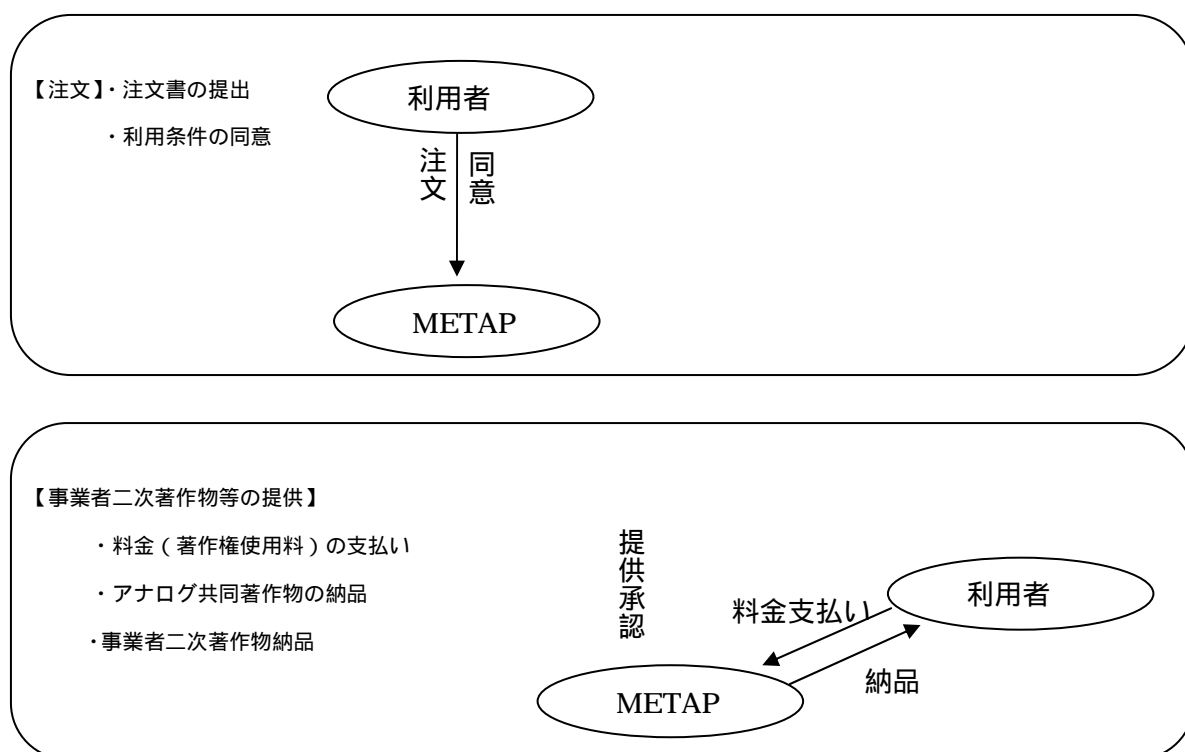
利用条件に違反し、速やかにその是正を行わない場合には、承認を取り消されることがある。これにより生じた損害は利用者の負担とする。

8 . 書類の提出

事業者二次著作物の注文の際には、(表 - N 1) N 様式集一覧の様式に必要な事項を記入して提出していただきます。

9 . 利用の手続き

利用に際しては、以下の様な手続きの流れになります。



アナログ共同著作物は測量法に基づく使用（複製）の承認手続きを省略し、注文書及び納品書記載されている利用許諾条件及び遵守事項の同意を持って、承認手続きに代えます。

10. かし担保期間

購入著作物に「かし」が確認された場合は交換させていただきますので、お申し出ください。

第二章 料金（購入著作権使用料）

11. 料金（購入著作権使用料）

購入二次著作物の料金は、（表 - 2）のとおりとなります。

購入著作物の料金（購入著作権使用料）は前納が原則となります。

12. その他の料金

前項の購入著作物の料金は、利用者の内部利用に限定されますので、下記の利用の場合は、別途再販著作権使用料（再販ライセンス）が必要となります。

- 1) 有償刊行
- 2) 有償の公衆配信

なお、上記の1)、2)において無償の場合は、内部利用の範囲に含まれるものとして再販著作権使用料は不要です。

上記の再販著作権使用料は、個別刊行毎に利用内容（刊行部数、販売価格等）を基に、料金が決定されます。この場合の再販著作権使用料も前納が原則となります。

その他の再販著作権使用料につきましては、事前に METAP コールセンター までお問い合わせください。

第三章 購入手続き

13. 著作権法に基づく利用許諾申請

13 - 1. 注文

METAP に対して注文書（著作権法に基づく利用許諾申請書）（様式 2）に必要な項目を記載して提出していただきます。

注文書には利用許諾条件及び遵守事項が記載されていますので、それに同意していただくことが前提です。

アナログ共同著作物は測量法に基づく使用（複製）の承認手続きを省略し、注文書及び納品書記載されている利用許諾条件及び遵守事項の同意を持って、承認手続きに代えます。

13 - 2. 利用許諾

利用許諾条件及び遵守事項に同意したことを証する注文書の受理及び入金を確認した後、納品書を添えて著作物を納品します。

納入品の内容を確認していただき、もし、不備等があった場合は、すぐに METAP にご連

絡ください。正しいものを再度お送りいたします。

第四章 利用内容と利用許諾条件

14. 内部利用

内部利用とは、著作物等を購入された利用者が、個人その組織内で所掌事務、企業活動等を遂行するために利用することをいいます。

利用許諾契約書では以下の利用が認められています。これ以外の利用の場合は、METAPとの協議が必要です。

複写機等での利用

複写機等（陽画印刷機、コピー機）を用いて一部又は全部の複写を行うこと、また、ある部分の拡大縮小ができます。

コンピュータ等へのインストール

METAP が提供した著作物のデジタルデータが格納された CD-ROM 等の電子媒体から利用者のパーソナルコンピュータ及びサーバ内のハードディスクにインストールすることができます。なお、デジタルデータが格納された CD-ROM から別の CD-ROM にバックアップすることは認められていません。

コンピュータ等からの出力

利用者の所掌事務、遂行する目的においては、コンピュータ等にインストールされた著作物データを利用して、図郭の一部又は全部を紙にプリントまたはプロットすることができます。

コンピュータ等での利用

CAD や画像処理ソフト及びGIS等のソフトウェアを使って、利用することができます。

15. 刊行

「刊行」とは、アナログ共同著作物及び事業者二次著作物を利用して利用者が著作物を創作し刊行することをいいます。ただし、アナログ共同著作物及び事業者二次著作物をそのまま複製して刊行したり、電子媒体で刊行することはできません。

アナログ共同著作物から利用者の二次著作物を作成し刊行する場合は、別途著作物利用許諾申請が必要となります。

事業者二次共同著作物から三次著作物を作成し刊行する場合は、別途著作物利用許諾申請が必要となります。

申請にあたり、利用者の二次又は三次著作物の創作に利用する原著作物名、刊行物の名称、刊行の目的、刊行物の作成方法、刊行物作成の委託先、刊行の仕様、販売区分、刊行物の管理部署等を明記していただきます。

無償刊行の場合は、利用許諾契約書は不要です。

有償刊行の場合は、有償刊行許諾契約（様式 - 8）を締結する必要があります。

刊行物には、承認番号及び原著作物の権利を表記してください。

刊行物については、事前に一部提出し、METAP の承認を得てください。

16. 公衆配信

「公衆配信」とは、インターネット等を利用し、アナログ共同著作物及び事業者二次著作物から利用者の創作した二次及び三次著作物を公衆配信することをいいます。アナログ共同著作物及び事業者二次著作物をそのまま複製して公衆配信することはできません。

公衆配信を目的に利用する場合は、所定の申請が必要です。

無償配信の場合は、利用許諾契約申請書が必要です。

有償配信の場合は、有償配信に関する利用許諾契約書（様式 - 9）を別途締結していただきます。

申請にあたり、利用者の著作物を創作するために利用する原著作物名、配信の目的、配信するサイトの名称、配信するデータの内容、配信条件、配信データ管理会社等を明記していただきます。

公衆配信する利用者の著作物には、承認番号及び原著作物の権利を表記してください。著作物はラスタ化された画像データでの配信を原則といたします。

第五章 利用許諾、利用者の著作物創作等に関わる問い合わせ

17. 本手引きについて

本手引きは、利用者向けに METAP が作成したものです。不明な点や質問がありましたら METAP コールセンターまでお問い合わせください。

18. 紛争処理

アナログ共同著作物及び事業者二次著作物に関して METAP の知的財産権が侵害されたとき、又は契約事項に違反し、METAP に損害を与えた場合は、損害賠償の請求をすることがございます。

その際の訴訟の取り扱いについては、青森地方裁判所を専属管轄裁判所と致します。

19. コールセンター

アナログ共同著作物及び事業者二次著作物の利用についての各種ご相談や疑問につきましては、下記の株式会社みちのく計画（METAP）で受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

(表 - 2) 購入著作権使用料 (各地区の料金は 1/2,500 の図郭数に基づいて算出) (単位:円)

データの種類	1図郭単価	青森地域(59図郭)	弘前広域(55図郭)	八戸地域(81図郭)
数値地形図	5,000	295,000	275,000	405,000
紙地図	1,200	147,500	137,500	202,500
写真図	12,500	737,500	687,500	1,012,500
デジタルオルソフォトデータ	12,000	708,000	660,000	972,000

～ は共同著作物。設定金額は付加情報を含んだ民間等向け。なお、利用契約した本人の利用に限られそのままの複製利用は禁止。
 ～ までの共同著作物だけを対象市町村が希望する場合は実費にて提供。
 は事業者による二次著作物。各地域の金額は、1/2,500数値地形図の図郭数に基づく。

(表 - 3) A S P 使用料

	青森	弘前広域	八戸広域
決定月額 (円)	20,000	20,000	20,000
年 額 (円)	240,000	240,000	240,000

- 1 PPP事業専用サイトより共同著作物等のデータを販売。
- 2 地理情報システム(GIS)ソフトを上記料金で利用可能。

その他の著作権使用料

自治体による有償刊行等の再販著作権使用料は販売価格の10%とする。

自治体以外の利用者による有償刊行等の再販著作権使用料は、その内容及び数量によって決定するものとする。